

平成26年7月吉日

貸切バスご利用の皆様へ

群馬中央バス株式会社
営業部 貸切バス課

貸切バス新運賃・料金制度のお知らせ

平素は、当社貸切バスを御利用いただき誠にありがとうございます。

平成24年4月に本県、藤岡市の関越自動車道において、乗客7名が死亡した高速ツアーバスの痛ましい事故により、貸切バス市場の現状について構造的な問題が浮き彫りになりました。

このため、国土交通省では、貸切バス事業者の経営・労働環境改善による安全性向上の徹底を図るとともに、貸切バスの運賃制度を抜本的に見直し、安全に係わるコストを新たに反映させた、合理的でわかりやすい時間と距離の併用運賃が実施されることになりました。

当社も、国土交通省関東運輸局管内の公示された新運賃・料金額を6月末日に群馬陸運支局経由で届出を行ったところ です。

新運賃・料金の移行については、8月1日以降の運送契約締結からとなりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

尚、貸切バス事業者は、各運輸局等が公示した新運賃・料金で届出を行った場合、公示運賃の上限額と下限額の幅の中で運賃を決定することとなります。

下限額以下の運賃で運行した場合は、届出運賃違反となり行政処分を受けるとともに、その貸切バス事業者は、安全確保がなされていない可能性がありますのでご注意ください。

<行政処分の厳正化>

①バス事業者

初違反⇒20日車の車両使用停止

再違反⇒40日車の車両使用停止 ※貸切バス安全性評価認定の取消し

②旅行事業者

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け旅行業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者に対し立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

以上